

社会保障審議会 介護給付費分科会 令和9年度介護報酬改定に関する意見交換会 ①介護系居宅サービス等

社保審－介護給付費分科会

第265回（R8.9.10）

資料5

『令和9年度介護報酬改定に関する意見』

KAIZIREN



一般社団法人

全国介護事業者連盟

理事長 齊藤正行

令和8年9月10日（木）

当団体について

法人形態

一般社団法人

法人名

全国介護事業者連盟

設立年月日

2018年6月

本店所在地

東京都千代田区麹町4丁目

代表者

斉藤正行

介護・障害福祉事業者による横断的(法人・サービス種別)組織体制

「産業化の推進」・「生産性向上の推進」を2大テーマとする。

介護・障害福祉事業者会員数 : 6,726社 40,255事業所

(介護事業所:24,756事業所 障害福祉事業所:15,499事業所)

※令和8年8月現在 2

大幅なプラス改定が不可欠

現在、介護現場の置かれている環境は極めて深刻な状況にあります。物価高の影響は、公定価格により報酬単位が決められている事業者の収益環境の悪化を招き、民間調査会社の調査では近年、介護事業者の倒産件数が過去最多を更新し続けています。また、他産業の賃上げに追いつけておらず、介護人材の確保は過去最も困難な状況にあり、更なる処遇改善を始めとする支援策が求められています。

そのような状況の中、令和7年度補正予算及び令和8年度臨時報酬改定による大きな予算を確保いただけたことには改めて感謝申し上げます。

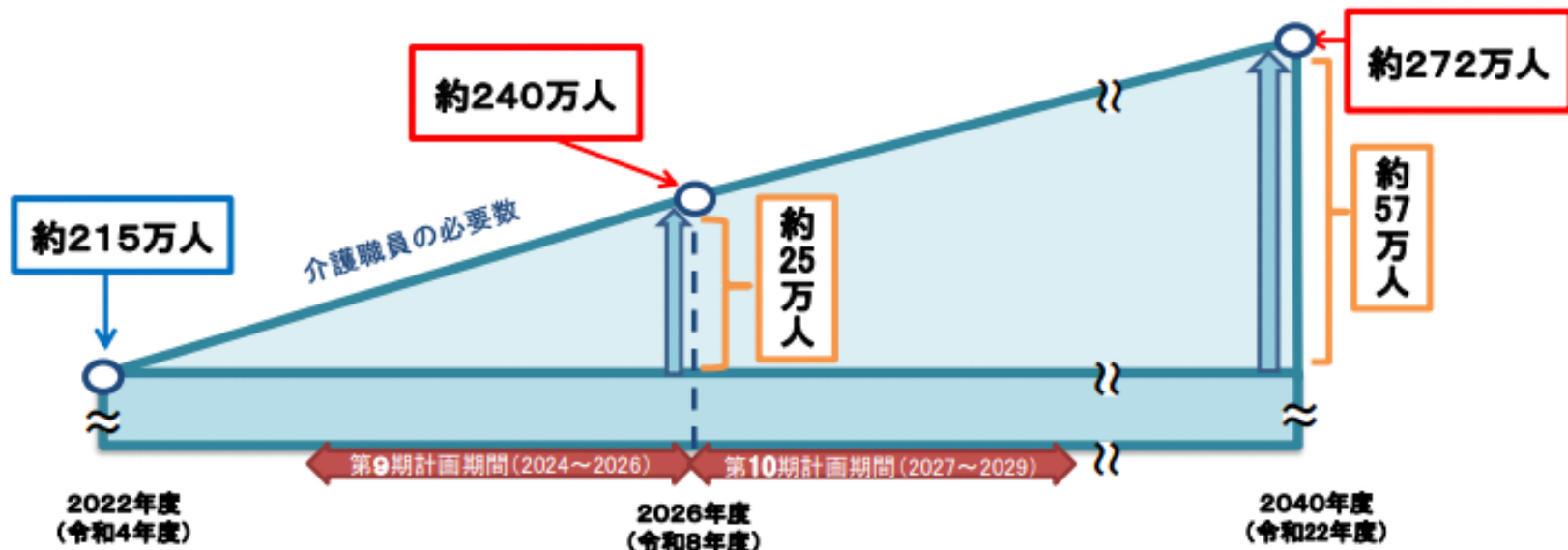
しかしながら、臨時報酬改定では原則として処遇改善のみの対応であり物価高の長期化予測や、中東情勢による更なる物価高騰など、事業者の収益環境は厳しさを増しており、喫緊の対策が求められていることから、事業者自身も創意工夫し、経営の安定性の確保と改革を進めるべく努めてまいりますので、

令和9年度介護報酬改定においては、物価高に応じた過去に類を見ない大幅な報酬増（基本報酬単位と処遇改善）

の実現を、切にお願い申し上げます。

第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・ 2026年度には約240万人（+約25万人（6.3万人/年））
 - ・ 2040年度には約272万人（+約57万人（3.2万人/年））
 となった。 ※（）内は2022年度（約215万人）比
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



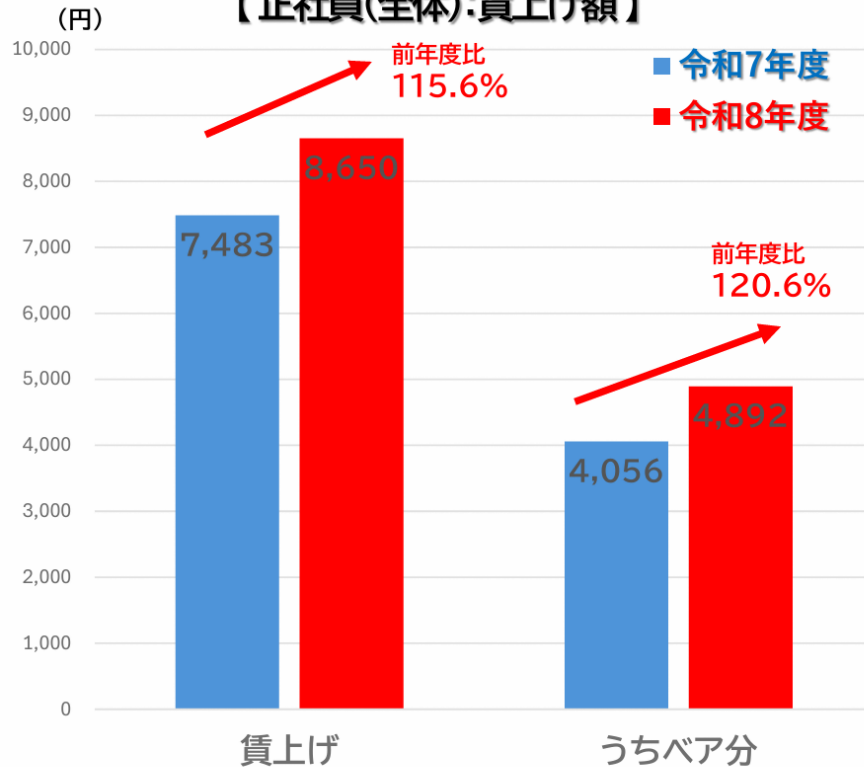
注1）2022年度（令和4年度）の介護職員数約215万人は、「令和4年介護サービス施設・事業所調査」による。

注2）介護職員の必要数（約240万人・272万人）については、足下の介護職員数を約215万人として、市町村により第9期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

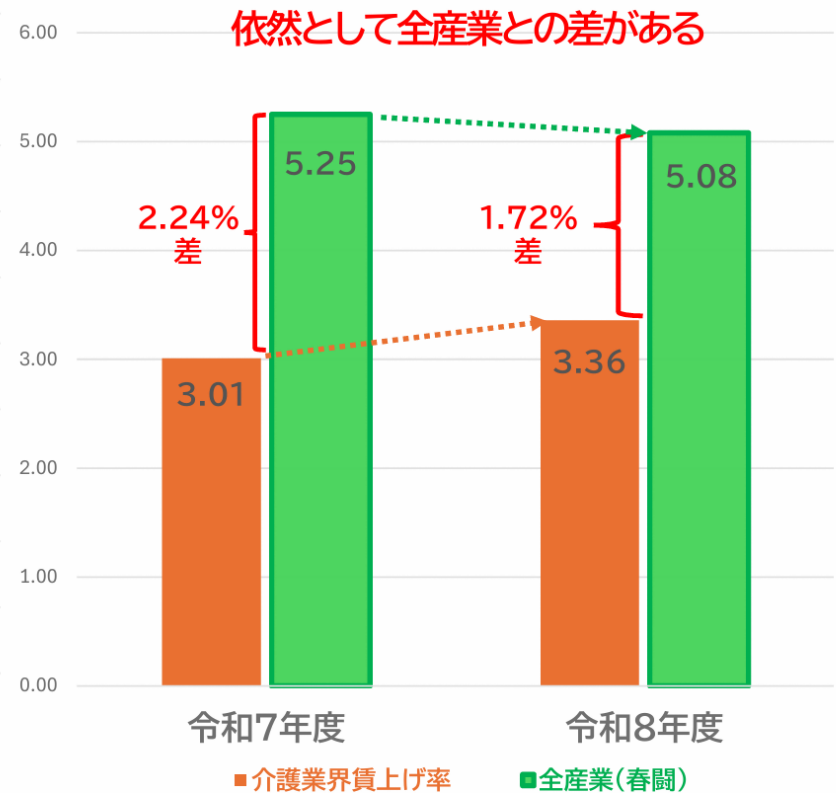
注3）介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

賃上げの状況

【正社員(全体):賃上げ額】



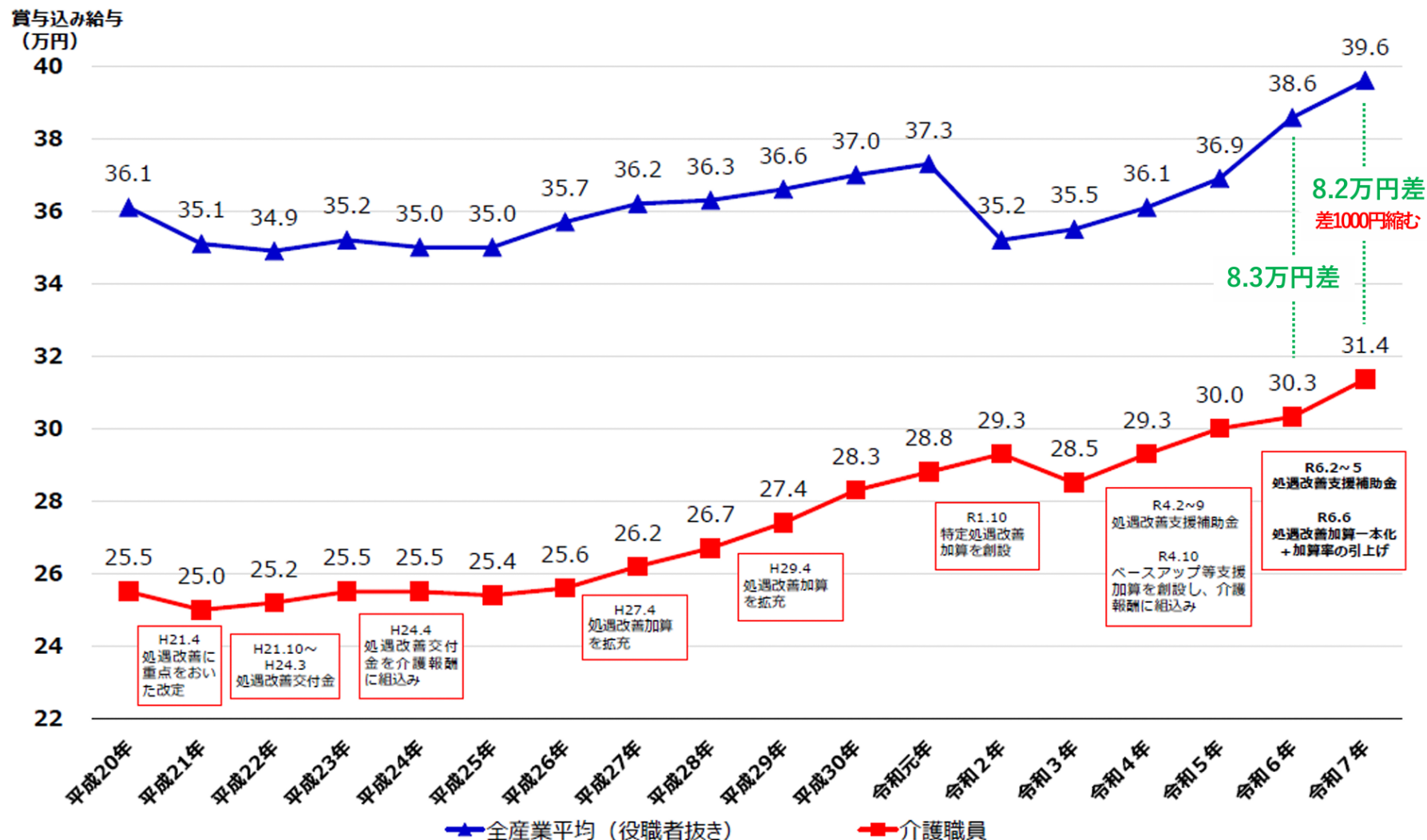
【賃上げ率】



	※前年度 所定内給与	賃上げ額 (平均)	賃上げ率	うちベア分 (額)	賃上げ率 (ベア分)
令和 7 年度	248,938円	7483円	3.01%	4056円	1.63%
令和 8 年度	257,267円	8649円	3.36%	4892円	1.90%

※前年度所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の訪問介護従事者と介護職員（医療・福祉施設等）の所定内給与額の加重平均により作成

賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移



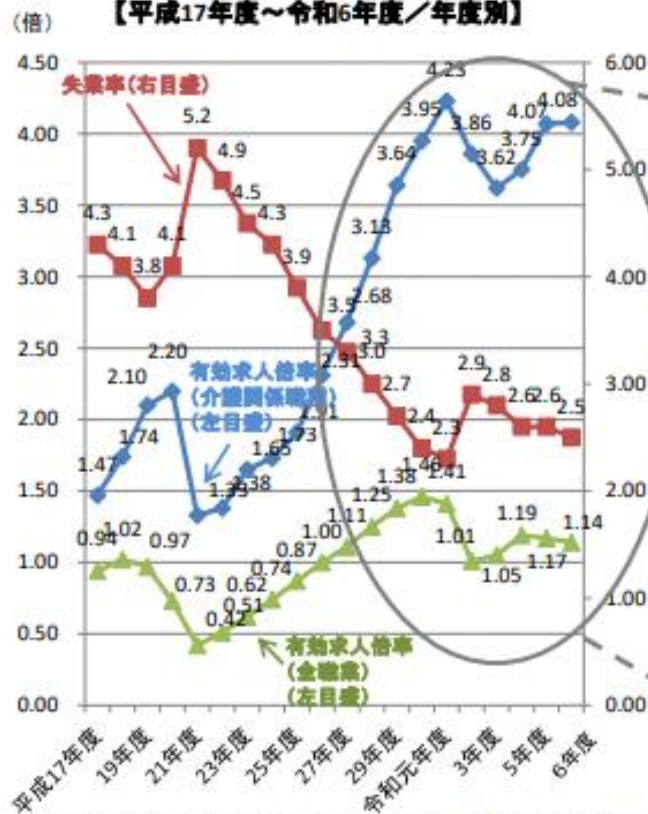
【出典】厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に作成。

※ 賞与込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。

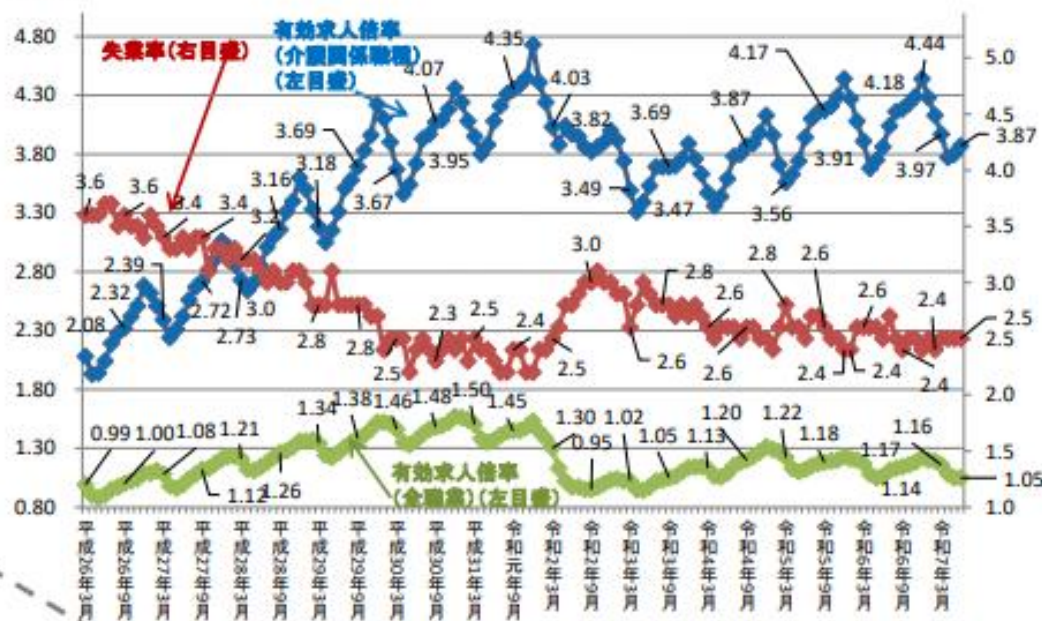
介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

○ 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。

有効求人倍率(介護関係職種)と失業率
【平成17年度～令和6年度／年度別】



有効求人倍率(介護関係職種)(原数値)と失業率(季節調整値)
【平成26年3月～令和7年6月／月別】



注) 平成22年度及び平成23年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、補完的に推計した値となっている。

【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

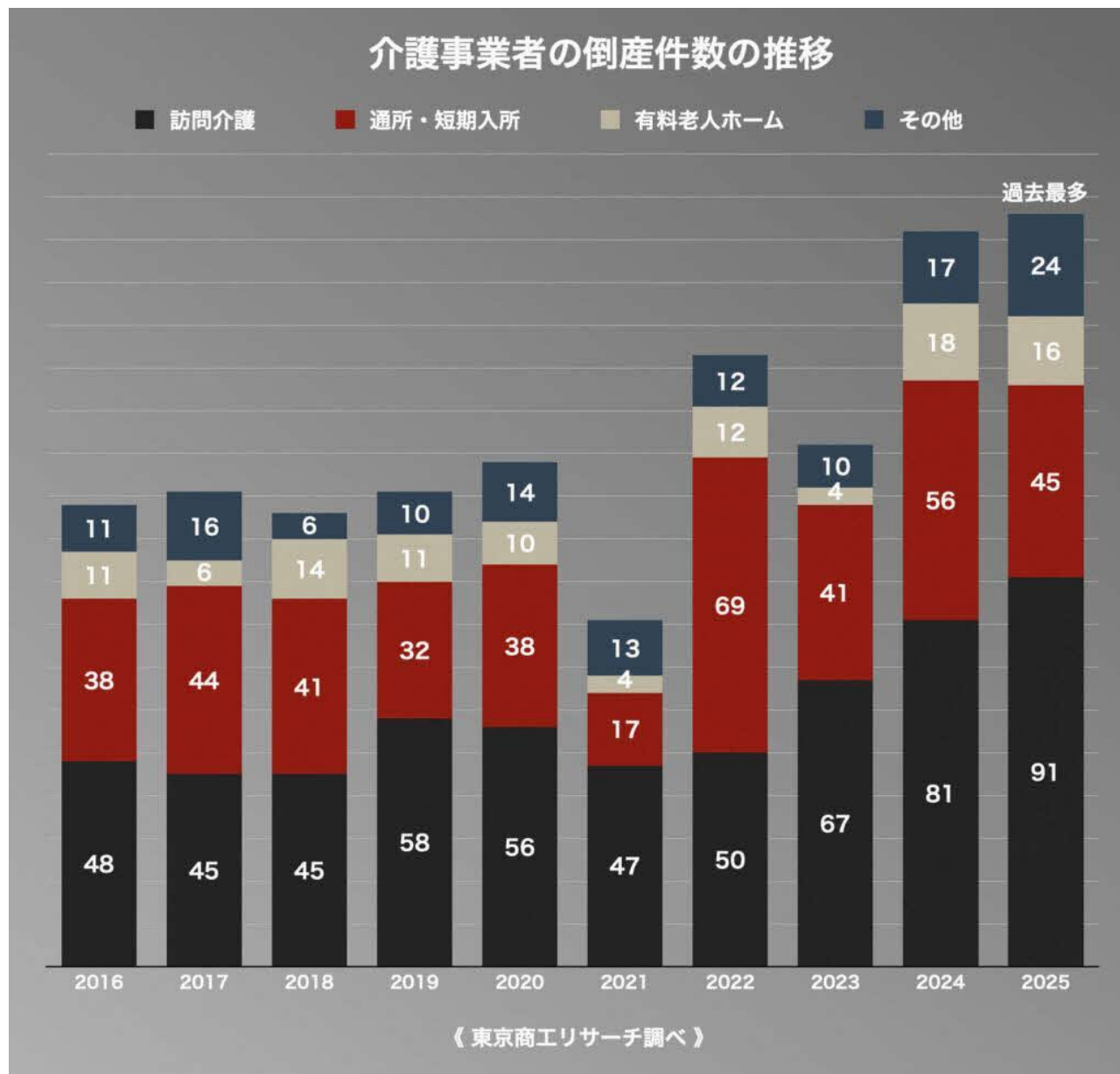
(※1) 全職業及び介護関係職種の有効求人倍率はパートタイムを含む常用の原数値。

月別の失業率は季節調整値。

(※2) 常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

(※3) 令和4年度までの数値は平成23年改定「厚生労働省職業分類」に基づく「福祉施設指導専門員」、「その他の社会福祉の専門的職業」、「家政婦(夫)、家事手伝い」、「介護サービスの職業」の合計であり、令和5年度以降の数値は平成21年12月改定「日本標準職業分類」に基づく「福祉施設指導専門員」、「その他の社会福祉専門職業従事者」、「家政婦(夫)、家事手伝い」、「介護サービス職業従事者」の合計である。

介護事業者の倒産件数は過去最多を更新



令和9年度介護報酬改定に関する要望

令和9年度介護報酬改定に関する要望 (サービス横断的な事項)

- ①物価高に応じた過去に類を見ない大幅な報酬増(基本報酬含む)
- ②報酬改定のサイクルを診療報酬と合わせた2年に1度へ見直し
- ③処遇改善加算の拡充・一部基本報酬への組み込みとともに、
簡素化に向けた抜本的な加算の仕組みの見直し
- ④制度の持続性確保に向けた生産性向上、事務負担軽減
自立支援・重度化防止、科学的介護の更なる推進
- ⑤地域区分の見直しにおける考え方の整理と決定プロセスの透明化

令和9年度介護報酬改定に関する要望 (サービス横断的な事項)

①物価高に応じた過去に類を見ない大幅な報酬増(基本報酬含む)

介護業界の事業構造は、物価高と他産業の賃上げにより、経営環境及び人材確保の双方において極めて厳しい状況が続いています。

事業者自身も創意工夫し、経営の安定性の確保と改革を進めるべく努めてまいりますので、令和9年度介護報酬改定においては、物価高に応じた過去に類を見ない大幅な報酬増(基本報酬と処遇改善)の実現をお願いします。

②報酬改定のサイクルを診療報酬と合わせた2年に1度へ見直し

3年に1度の介護報酬改定のサイクルは、2000年介護保険法施行当時のデフレ下では適切であったと考えられますが、インフレ基調の現状では介護現場の疲弊に加えて運営実態と制度が乖離しています。厚生労働省をはじめとする関係各位の業務負担に配慮の上、診療報酬改定と同様に2年に1度の改定サイクルへの見直しを検討くださいますようお願いします。

令和9年度介護報酬改定に関する要望 (サービス横断的な事項)

③処遇改善加算の拡充・一部基本報酬への組み込みとともに、
簡素化に向けた抜本的な加算の仕組みの見直し

介護従事者の処遇改善に向けて、次期改定では他産業と同等の賃上水準を目指すとともに、物価高を反映し改定サイクルを踏まえた大幅な処遇改善加算の引き上げをお願いします。

また、介護従事者の専門性に相応しい待遇評価を行う原資を事業者が確保できるよう、単年度対応を基本とする処遇改善加算の仕組みを改定サイクルに合わせるとともに、極めて算定率の高い加算分類の基本報酬への組み込みを検討くださいますようお願いします。

更には、介護現場や自治体の生産性向上、事務負担軽減に向けて、令和8年度臨時報酬改定によって一層複雑となった処遇改善加算の簡素化に向けて、抜本的な仕組みの見直しをお願いします。

令和9年度介護報酬改定に関する要望 (サービス横断的な事項)

④制度の持続性確保に向けた生産性向上、事務負担軽減 自立支援・重度化防止、科学的介護の更なる推進

次期改定における大幅な報酬増を検討いただくとともに、制度の持続性確保に向けた現場の創意工夫に基づく取組み推進も必要であると考えます。次期改定においては、「生産性向上」「事務負担軽減」「自立支援・重度化防止」「科学的介護」が推進されるような制度設計を構築いただくことをお願いします。

とりわけ次期改定のテーマとして示されている「生産性向上」の介護分野における指標となる「科学的介護」と「自立支援・重度化防止」の推進も合わせて評価すべく、制度見直しを更に加速いただくようお願いします。

⑤地域区分の見直しにおける考え方の整理と決定プロセスの明確化

地域区分の見直しによる区分の引き下げ地域は、物価高による厳しい経営環境となっている介護事業者に極めて深刻な影響を与えます。見直しの考え方は公務員の地域手当を原則としつつも、その他地域の物価動向や経済事情へのきめ細やかな配慮をお願いします。合わせて、地域区分の見直しに至る決定プロセスを明確化していただくようお願いします。

令和9年度介護報酬改定に関する 居宅サービスごとの主たる要望

令和9年度介護報酬改定に関する 訪問介護・訪問入浴介護等への要望



①物価高に応じた基本報酬単位の引上げ

令和6年度改定において、基本報酬単位のマイナスとなった訪問介護含む訪問系サービスは、前回改定より続いている物価高による厳しい経営環境へ配慮をいただき、令和9年度改定では、基本報酬の大幅増及び同一建物減算の更なる拡大には慎重な検討をいただくようお願いいたします。収益状況の調査結果による単純な全体平均での判断とならないようお願いいたします。

②「特定事業所加算」に対する評価拡充と、 区分支給限度基準額の対象外への見直し

質の高い介護サービスの提供への評価となる加算であり、他サービスにおける類似加算となる「サービス提供体制強化加算」は区分支給限度基準額の対象外とされていることから、同様の措置となるようお願いいたします。

③訪問入浴介護における「サービス提供体制強化加算」の要件見直し

訪問入浴介護における「サービス提供体制強化加算」は、名称は他サービスと同様ですが、算定要件は訪問介護における「特定事業所加算」に準じた内容となっています。訪問介護とは異なる訪問入浴介護の特性に応じて、算定要件の見直しをお願いいたします。

令和9年度介護報酬改定に関する要望

通所介護(地域密着型・認知症対応型・介護予防含む)



①通所系サービスにおける送迎対応への評価並びに、負担に対する配慮

通所系サービスにおいては、利用者に対する送迎の対応に多くの時間と労力が必要となります。車両の送迎人員の確保や、ルート調整などに多くの負担がかかる一方、従来存在した「送迎加算」は、過去に基本報酬へ組み込まれた経緯があります。

送迎時における利用者に対する専門的な介助時間について、サービス提供時間に含まれるよう見直しをお願いします。合わせて、天候のみならず交通事情やその他要因による送迎時間の流動性を柔軟な考え方で配慮願います。

②生産性向上、自立支援・重度化防止・科学的介護の推進へ更なる評価

通所系サービスの運営に適した生産性向上を推進する加算の創設をお願いします。合わせて、自立支援・重度化防止及び科学的介護を推進する状態改善・維持に対する加算の創設や、既存加算の拡充をお願いします。

③専門職及び介護職の配置要件の弾力化

サービスの質の確保及び職員への負担軽減を前提として、介護職員の利用者に対する5対1の配置要件について特例的な緩和を検討願います。また、生活相談員は他サービスを参考として、営業日必須の配置ではなく常勤配置へと要件見直しをお願いします。看護職員、機能訓練指導員の配置基準の弾力化も合わせて検討願います。

令和9年度介護報酬改定に関する 居宅介護支援(介護予防含む)への要望



①管理者要件及び主任介護支援専門員の役割と要件の見直し

管理者の配置に定められている主任介護支援専門員の要件については、求められる役割が異なることから見直しいただくとともに、主任介護支援専門員には新たに事業所内の他の介護支援専門員への助言・指導の役割を定めて、その役割に応じて常勤配置が不要となるよう検討をお願いします。

②介護支援専門員の安全確保に向けたモニタリング等の要件見直し

埼玉県川口市での痛ましい事件を踏まえて、介護支援専門員の自宅訪問における安全確保に向け、複数人訪問による対策のみならず、モニタリングに際しては必要に応じた頻度や、必ずしも自宅訪問ではなく他者が多数存在する空間等での対応が可能となるよう要件の見直しをお願いします。

③科学的介護推進体制加算の創設

自立支援・重度化防止及び科学的介護を在宅介護現場において力強く推進するためには、在宅介護サービスの要となる居宅介護支援における評価が不可欠です。事務負担軽減への配慮は必要であるものの、科学的介護推進体制加算の創設をお願いします。

令和9年度介護報酬改定に関する

福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修への要望



①物価高・賃上げ対策として貸与の上限価格・販売の上限価格、 住宅改修の上限価格の見直し

加算の仕組みがない福祉用具サービスにおいては、令和8年度臨時報酬改定においても対象外とされており、物価高の影響による仕入れ価格の高騰や、他産業の賃上げから大きな遅れが生じています。福祉用具貸与における上限価格、特定福祉用具販売における上限価格、住宅改修における上限価格をいずれも物価高に応じて見直していただくようお願いします。

②一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制に対する 利用者ニーズに応じた対応とともに、事務負担軽減への配慮

令和6年度改定で導入された選択制は、各種調査結果においても販売への切り替えは限定的となっています。利用者のニーズに応じた対応を推進するとともに、現場の事務負担軽減への配慮も踏まえて、アセスメントの在り方や専門家による助言の必要性など現場実態に即した対応となるようお願いします。

③福祉用具専門相談員の専門性及び自立支援・重度化防止への評価

他サービスと異なり、加算等による専門性への評価が行われない仕組みであることや、適切な用具選定が実施できなければ重度化へと繋がる影響の大きなサービス種別であることを踏まえて、専門性及び自立支援・重度化防止への評価を検討お願いします。

令和9年度介護報酬改定に関する 小規模多機能型居宅介護・短期入所生活介護への要望



①訪問・通所・宿泊の各サービス課題に準じた対応

小規模多機能型居宅介護は、訪問・通所・宿泊を組み合わせたサービス形態であることから、各サービスと同様もしくは類似の課題を有しています。例えば、通所サービスにおける送迎の課題、訪問サービスにおける地方での訪問効率の課題など、サービス特性を踏まえて、他サービスに準じた必要な対応を検討願います。

②生産性向上推進体制加算等をサービス特性に応じた要件へ見直し

サービス横断的な加算となる生産性向上推進体制加算等は施設・居住系サービスを基に要件が定められており、在宅サービスで小規模事業所である小規模多機能型居宅介護においては、サービス特性に応じた要件へと見直しをお願いします。

③短期入所生活介護における連続利用の在り方

短期入所生活介護の長期間の連続利用について、安易な活用とならないようケアマネジメント体制の強化を進めることが必要です。そのために30日を超える長期連続利用に対する減算の要件が定められていますが、同時に原則連続利用は30日までとされていることから、その整合性を図るべく改めて検討をお願いします。